

「税理士法基本通達の制定について」（法令解釈通達）の
一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「税理士法基本通達の制定について」（法令解釈通達）について、別添のとおり一部改正を予定しています。

※ この改正は、税理士法上、学校教育法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたものに対して税理士試験の受験資格が認められているところ、本通達では、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者の受験資格が明記されていなかったことから、これを追記し明確化するものであり、これまでの取扱いに変更が生じるものではありません。

この改正につき、御意見（日本語に限ります。）がありましたら、令和2年11月27日（金）（必着）までに、郵送等、FAX又はインターネット（e-Gov）により下記までお寄せください。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

おって、御意見に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【御意見の送付先】

○ 郵送等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞が関3 - 1 - 1
国税庁 長官官房人事課 試験係 宛

○ FAXによる場合

FAX番号：03 - 3593 - 0403
国税庁 長官官房人事課 試験係 宛

○ インターネットによる場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

【お問合せ先】

- 国税庁 長官官房人事課 試験係
TEL：03 - 3581 - 4161（内線3426）